

2006.01.25：防災・危機対策調査特別委員会

「建物の減災対策について」

池田友信委員

今の報告、建物の減災対策、特にこの表でいきますと、56年以前に建てたものは危ないからまず診断をしてくださいということだと思っておりますが、戸建てで7万5000戸、マンションで230棟、そういう呼びかけた結果、改修診断ということについて戸建てで1,800件、マンションで77件、その98%が危ないということですよ。そしてその戸建ての中で400件が改修計画を申請して、55件が改修したということで読んでいかどうかと、それからマンションが77件の改修診断をしていましたが、実際に改修したというのはいんですか。

住宅地部参事兼住環境整備課長

まず第1点目の戸建て木造の方につきましては、ことしの分の52件と今申し込みいただいている204件を合わせて、256件が改修に取り組んでいるという状況でございます。

マンションは、実は今の耐震予備診断というのは本診断という診断を経て改修をするという形になってございまして、実際に耐震予備診断後の本診断に取り組んでいるという事例がほとんどない状況でございまして、改修までなかなか踏み込めないという状況になってございます。

池田友信委員

それは民間の御都合ですからいいと思っておりますよ。やっぱり行政側としてやらなくてはならない、あるいはこういった災害を最小限に防ぐためのいろんな事前の手だてとしては、こういう昭和56年以前の建物が98%も危ないという状況のこの実績を踏まえて、いかに戸建ての7万5000戸と230棟のマンションを診断するかということに対して問題の提起をすることが行政の役割としてはそういうことをしていけないと、それは1割の費用でいいですよというところが今仙台市でやっていてそれを展開すると。これをつぶしていくことが私は行政側としての市民に安心、安全なまちをつくるための役割だと思っております。改修をするかしないかということはその診断を受けてやるのは資金の都合もありますから、これは民間の方々の認識の問題だと思っておりますけれども、問題は7万5000戸と230棟のマンションの方々に診断の対象になっていることの周知、診断をするためにどういうふうに周知していくかという計画と努力が必要だと思っております。その後の判断については、それは資金繰り

とかいろいろあるでしょうから、それにしても我々も行政側としてはそういうところをどういうふうに広めていくかという努力を一般市民の方々にやっぱりお示しすることが必要だと思うんですが、その辺の計画というか考え方というのはあるんですか。

#### 住宅宅地部参事兼住環境整備課長

今後の取り組みのところでお話をさせていただきましたけれども、我々といたしまして、御指摘のとおり、実際に取り組む方々にいかに我々の事業を周知するか、あるいはそれに関連する情報を提供するかといったことが大きな課題だというふうに考えてございます。これまでもセミナーとか先ほどお話しした出前講座といったところでの情報提供、町内会の協力をお願いして情報を提供するとかいうことをしてまいりました。今後も、市のホームページ上もこういった事業を紹介をさせていただいているんですが、やはりパソコンを使っている方が対象になるということで、それ以外の方にもやはりそういった情報伝達をしていかなければいけないということで、県とも今協議をさせていただいているんですが、テレビ等の放映、長い時間は費用もかかるということで大変なんですけれども、そういった方法での提供。それからマンションについては確認できているところには個別に情報提供してございますので、住宅等につきましても今後、区の建築宅地課等とも連携を図って、できるだけ個別に情報が伝わるような方法論を検討いたしまして、今お話ししたような関連情報をきめ細かく提供していくような取り組みをしてまいりたいというふうに考えています。

#### 池田友信委員

やはり昭和56年以前の、これは昭和56年以後は安心だということではないと思うんですが、昭和56年の一つの目安を市民にいかにアピールするかと、改修する方向にぜひ御努力いただきたいということが目的だと思うんですね。したがって、診断を受けるということが、まず第一のクリアしなければならないことですが、せつかく256件が改修まで至ったわけでしょう。診断を受けて、計画を作成して、補助をつけて、そして改修をやったと。問題は、この実績をやはりいかにPRするかですよ。これをしないと、こういう危険な建物は、結果的に災害になって被害が起きて、それでいろんな形で他人に迷惑もかけるような形になるでしょう。それをいかに防止するかということに対する努力をしてくださいということの取り組みですから。したがって、それが持ち主もちろんであります。地域としてもそういう努力をしたところと、していないでいざ災害のときにいろんな意味で倒壊してほかに迷惑をかけるという状況は、やはり事前のPRをしているかしていないかによると思うんですね。この

256件というのは、私は表彰ものだといえちよとおかしいかもわからないですけども、他人に迷惑をかけないように努力をしたということの評価をして、評価と同時にこういった形に至るまでの難しさとか解決の仕方とか、あるいはそういう意味での昭和56年以前の方々にそういうことを感じさせるようにしなくてはならないでしょう。だから、その部分をやはりこれから行政側としてはいかにPRするかということで、できるだけ御了解いただいて改修に至るまでのそういうプロセスとかそういうことを、こういうところが欠陥だったとか、こういう部分をこういうふうに改修しましたとか、そんなことがPRすべきことかなと思っているんです。ましてや、マンションの230棟のうち77棟診断して、90%ぐらい改修しなければならないことなんでしょう。それがまだ改修されていないというところに、大きな地震が来て、もしどさつな場合になった場合に仙台市としてどうしてそういうことを問題提起して改修させなかったのかというような形に逆に言われる部分が出てくるわけですね。ですからその辺をぜひ考えて、喚起をさせると。あるいは、これは持ち主の民間で改善しなければならないことでしょうけれども、そういう問題意識を高めていくかということの御努力をひとつ工夫していただきたいということを申し上げます。

#### 防災安全部参事兼防災安全課長

それでは、資料2、資料3の説明をさせていただきたいと存じます。

まず最初に、資料2の方でございませけれども、国の地震調査研究推進本部がございませけれども、そちらで平成15年に公表されておりました宮城県沖地震を想定した強震動の評価の誤りがあったということがありまして、12月14日に政府の地震調査会で強震動評価が審議されて公表されたということでございませ。

今回の誤りにつきましては、昭和53年の宮城県沖地震の震源域における地震の強震動を計算する際に、地盤のデータを南北取り違えた状況で計算されたということで、例を言いますと、海の方になりますけれども仙台湾の中心部付近の堆積物が積もった軟弱な地盤のデータを石巻なり登米の方の地盤データとして計算してしまったということで、両市の震度が高目に出たという状況でございませ。

本市の関係でございませけれども、2)の方に修正前と修正後の震度の分布を比較してございませますが、基本的には震度6強というところはございませんで、基本的に震度6弱になるんですが、1キロメッシュでございませけれども、青葉区では修正後には五つほど震度6弱の部分がふえている、泉区に關しましては10、太白区に關しましては3、それから宮城野区と若林区に關しましては

震度6弱の部分が減っている状況でございます。これは、国が計算を間違っていたということですが、平成14年に行いました本市の地震被害想定調査に関しましては、こういうデータ等の誤りはございませんでしたので、基本的には評価の誤りはないということをご報告させていただくとともに、そのときの評価でございますけれども、基本的には震度6弱を中心としながらも震度6強の地震の領域もでございますものから、この国の調査よりも基本的には仙台市が行った地震調査は想定がちょっと上回っている震度階になっていることを御報告させていただきたいと存じます。

続きまして資料3でございますけれども、去る1月11日になりますけれども、平成18年の1月1日を基準日としました宮城県沖地震の発生確率の値が公表されましたので、それについて御説明させていただきたいと思いますが、宮城県沖地震についての措置に関しまして昨年と同様の数値となっております、宮城県沖地震から時間的な経過がございますものから、経過率に関しましては0.74ということで0.02ポイントほど上昇しておりますが、基本的には発生確率に関しては変化ございません。宮城県沖地震の発生確率が極めて高いということで、今回の公表分には記載されておられませんけれども、昨年度評価の文中ではこれらを踏まえ地震発生の可能性は年々高まっており、今後20年程度以内に次の地震が起こる可能性は高いと考えているというような状況もございますので、その中で30年より長期の確率値は掲載していないという注意書きもありましたところでございます。本市といたしましても、今後とも来るべき宮城県沖地震の災害に備えまして、その被害軽減のために引き続き取り組んでまいる所存でございます。

なお、8.16宮城県沖地震の後に東北大によりまして1936年の宮城県沖地震前後のマグニチュード7クラスの地震の余震域の研究等が報告されておりますけれども、それで各種検討されておりますが、11月現在での国における地震調査研究推進本部では、想定される宮城県沖地震の長期評価を見直すような議論には至っていないということをご報告しております。なお、長町利府線断層帯についての発生確率に関しましては30年以内に1%以下ということで変更ございません。

池田友信委員

2点ありますが、1点は強震動評価の修正については、前にもお話ししてはいますが、シミュレーションを含めて機械で判断したことは入力の中身によってどうにでもなりますから、だからすべてをそれにまとめてやるのではなくて、入力の仕方が今回間違っただけでしょう。その辺はそういった機械の部分で判断されるし、特にシミュレーションなどは入力についての数字をどんな形で入れ

ているのかですから、それをすべてという形に受けとめずに、いろんな意味で大所高所から判断すべきだというふうに思います。

それから、今正木委員からも話がありましたけれども、私も宮城県沖地震の発生の間隔の問題について、10年以内に50%という表現が果たしていいのかどうかという部分があります。20年以内に90%、これはまあそういう部分ではわかるわけですが、この20年以内の90%という受けとめと、やっぱり10年以内50%と、これはえらい違いですね。ですから、そこを是非考えていかななくてはならないと思うんですが、その下にあります宮城県沖地震の発生の間隔の状況を見ますと、過去の6回の平均が37.1年でしょう。前回の発生から見るともう27年経過しているわけです。平均年数からいってたらもう10年しかないんですね、ある意味では。それから今までの過去の例から見ると、間隔で短いのだと26.3年でしょう。そういう状況を見たら、間隔としてはもう過ぎているんですから。過去の平均の実績から見ると27年という経過をしているということを考えますと、確率は10年以内で50%という表現で市民の受けとめ方は非常に安心感というか、あんまり危機感を感じないという感じに受けとめるのではないですかね。20年以内90%、これはそういう意味で危機感を感じますが。平均間隔からするとあと10年しかないし、過去の実績からいっても過ぎているんですからね。私はこの10年以内50%という表現がどういうデータでどんな形で発表したのかわかりませんが、これはここだけ受けとめたら私は50%、半分、来るか来ないかわからないという感覚、先ほど正木委員からも言ったように、まさに私はそうだと思うし、この表現が適切なのかどうかということについては、国がそういう表現をしているから仕方ないということではないですか。この辺はそういう問題意識は、受けとめはないんですか。

#### 消防局長

ただいま報告させていただいた件は、政府の地震調査研究本部ではこういう発表がありましたと、修正がありましたということでその事実を報告させていただいたことでございます。実際、我々が出前講座とか、あるいはシンポジウム、あるいはパネルディスカッション等々の場においては、50%ということできょうこの時間に発生してもおかしくないという切迫感を常に前面に出しまして、そういうことでやらなければだめなこと、あるいは日常の行動で身につけておかなければならないこと等を繰り返し繰り返しいろんな場で周知を図っているところでございます。そういう意味で我々は単なる50%だから来ないのではないかなどという気持ちは到底ございませんで、いつ来てもおかしくないという姿勢で取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

池田友信委員

だからこういう災害発生の問題とか、市民の感情とか受けとめとかというものは、国が本当にその場の状況を受けとめて数字を発表するのかどうかという問題なんですね。これは仙台市の消防局から見れば、上の方でお上が発表されたんだからその発表を数字で出したことなんですけれども、受けとめる市民がこれを見てどう受けとめるのかということを考えたら、私はこの数字というのは、10年という判断がえらい問題というか、重要だと思えますよ。だからその辺は、地方自治体としても国の発表を即それをそのまますぽんと出すのではなくて、こういうものはそこでもんでもらいたいんですね。もんでもらいたいというか、国が発表するんだから仕方ないんだけど、やっぱり地方の方からそういうものに対する表現の仕方を含めて、私はもっと国に言うべきことは言う必要があると思えます。こういう表現の仕方でいいんでしょうかということ。それは地方自治体の方で受けて仕方ないといっばつと出せばそれまでこういうふうにして出てくるんでしょうけれども、私はこれは我々地方自治体がどこまで使ってどういうふうにするのかというのは地方ですと、どうぞその辺は触れずに20年以降から表現してくださいといえればいいのかどうか、それはわからないですけれども。でも国の判断がちょっとわからないですね。そういう表現の仕方になるのは。大いに論議していただいて。

池田友信委員

まとめになる前に、やっぱりそういう意見を大いに交換しながら、議会として特別委員会を設置して、こういった防災関係、危機対策に対して市民を代表して行政側にどういうことに取り組みさせる、あるいは対策を講ずるかということが私はこの特別委員会の一番大きな意義だと思います。したがって、今年度の中では減災対策ということで発生前の対策の問題を含めて取り上げておりますが、私としてはこれは行政側としてこういう制度をつくり、こういう制度のもとにひとつ皆さん自助努力してくださいということの行政側としてやる役割、それが欠けているのか、対策をどういうふうにするかという論点だと思えますね。それはそれとして役割があるといいと思えますが、私はもっと京都と神戸を見て、行政側として今目の前にある宮城県沖地震の震災を受けられるような状況の中で、何が不足をしてどういうことを行政側に取り組みさせるかということの課題、論議がもっとやっぱりあるのかなと思っております。特に京都を見て、つくづくこれは仙台はおくれているなという部分を私は実感してきましたけれども、広域的になればなるほど、やはり自前だけの消防隊ではできませんから、いかにして応援部隊を受け入れてそれに対応して、機能的に

指揮をできるようにするかというと、京都の状況を見て、平成17年に開所した第1次整備の消防総合センター、そして第2次整備をこれから平成20年に向けてやっていくという、そういう防災センターの建設が進められているという状況を、仙台はまだその防災センターの計画さえないという状況に対して、私は強く必要性を強く感じると同時に、これから総合的なそういう広域災害に対してどういうふうな対応、体制を考えるかということ、問題提起を今回の特別委員会の中で、私はまとめていただければいいかなというふうに思っています。

やはり、今の状況を見ると、いろいろ話を聞きますと、県外から来るそういった消防隊の集結場所と野営場所はあるようであり、しかし京都のように、一堂に会して指揮をする、集結場所と宿泊と、それから災害対策をする、そういう指揮センターを含めた防災センターというのが仙台にはありませんので、したがって県外から来られた方々がそれぞれの場所に集結し、野営をして指揮をするためにわざわざ本庁の方に来るか、あるいは出向くかして分散するという、機能的には非常にこれは考えなければならない状況にあるようであり、その辺の状況を議会側としてもこれから取り組んでいくことが必要ではないかということ、これは問題提起をしていきたいなと思っております。

それから、現状の中で、災害が起きた場合のいろんな避難場所の問題も含めて、もっと掘り下げることが私はあるのかなと。市民の立場から見たら、もっと議会の皆さん、こういうことに対してひとつ論議してくださいよという問題が、声が非常に聞こえてきていますので、そういった部分が市はこれから議会として掘り下げることが必要ではないかというふうに思っております。

ただ、一つ、私は評価として、今回のAED講習会の実施は、ある意味ではこれは広く進めなければならないと、知ってもらわなければならない、使ってもらわなければならないという立場から考えていくと、議会で取り上げていろんな形でやったということは、私はスタートとしては非常によかったのではないかなと思っております。

論議の視点が、私としてはそういった部分に掘り下げていくことが必要ではないかと思っておりますので、まとめの前に一応私なりに考えたものを出していきたいと思っております。

#### 委員長

異議なければ、次回は4月25日火曜の午後1時からとさせていただきます。

次に、その他であります。まず、次回の委員会に向けて皆様から資料請求等はありませんか。

池田友信委員

先ほどちょっと言った、県外から来た方々の集結野営場所の拠点と状況を資料としていただきたいなと思っています。

消防局長

御要望の資料につきましては、用意させていただきたいと思います。